

平成18年6月1日（木）

【事務局】 いらっしゃっていない先生方がまだおられますけれども、定刻でございますので、ただいまから第8回持続可能な国土管理専門委員会を始めさせていただきたいと思います。先生方、お忙しいところ大変ありがとうございます。本日のご欠席は、遠藤委員と武内委員でございます。

まず、お手元の資料の確認でございますが、議事次第と座席表のほかは、資料の1「委員名簿」、資料2-1「持続可能な国土管理専門委員会中間とりまとめ（案）」、資料2-2というふうに振った一枚紙のもの、それから「持続可能な国土管理専門委員会中間とりまとめ（案）概要」という4ページものがございます。資料3が「計画部会及び持続可能な国土管理専門委員会の検討の進め方（案）」でございます。その他、カラーコピーを中心に参考資料といたしまして、「エコロジカル・ネットワーク」等の資料がございます。資料の不備等ございましたらお知らせくださいませ。

それでは、以下の議事につきまして、委員長をお願いいたします。

【委員長】 それでは、会議を始めさせていただきたいと思います。お手元の議事次第にございますように、今日は2つテーマがございます。

中心的なテーマは1)にございますように、これまで議論してまいりました本専門委員会での議論を、とりあえず中間とりまとめとしてまとめるという作業を事務局がいたしましたので、その中間とりまとめについてご報告いただき、ご検討いただくというのが中心でございます。2番目に、今後の検討の進め方についても若干時間をとって議論させていただきたいと思います。

1番目の中間とりまとめについては、資料は幾つかございますけれども、それを全体としてまず事務局からご説明いただき、その後、議論させていただきたいと思いますので、事務局をお願いいたします。

【事務局】 それでは早速ご説明させていただきます。

ちょっと資料が長いので30分ぐらいお時間をちょうだいするかと思いますけれども、よろしくお願いします。

資料2-1を中心にご紹介したいと思います。と同時に、資料2-2と書いた1枚紙、

これが全体の構図でございますので、これを参考にしながらいたしたいと思います。概要につきましては、後ほどもう一遍簡単に触れさせていただきたいと思います。

まず、この1枚紙をごらんいただきたいのですが、資料2-1の構成なのですが、左側に「国土管理の基本的方向」、これは基本的な考え方でございます。右側が「施策の方向性」、横棒と縦棒があって、横棒につきましては物質循環、流域といった分野横断的な施策、縦棒が森林、農地等々の土地利用区別の施策につきまして、これまでパーツ、パーツで審議をしてきていただいたわけでございます。こういうものをどのように踏まえて全体の方向性を考えるかということで今回作り込みましたのが、左側に相当する部分でございます。「国土管理の基本的方向」ということで、いわば時代認識、国土管理の課題、質的劣化、地球環境への過大な負荷、国土の管理水準の低下というものを踏まえ、また新たな動向、いろいろな意識の高まり、人と人とのつながりの多様化、そういうことを踏まえて今後どうしていくかということで、真ん中に黄色い箱で「国土の開発から国土の管理へ」というふうな入り口のテーゼがあります。それを展開していくに当たって重視すべき視点、循環と共生、安全・安心、それから、これは本日審議していただきたいことですが、「美しさ」と書いて「うるわしさ」というふうに読んだらどうかというご提案でございます。このような3つの視点のバランスをとっていく必要があるということですか、それを進めていく上での体制論みたいな話で、多様な主体の参画、流域の視点での国土管理、地域における自律的な管理というふうなことを、全体を統べる考え方として作り込んだところでございます。

その他、右下で、このような議論を基礎としまして、今後行政計画であります国土利用計画の議論にシフトしていただく必要があります。また、国土の国民的経営について何回か断片的にご紹介、審議していただきましたけれども、これについても今後少しまとめて審議を深めていく必要があるのではないかというふうな構成にしております。

以上、前振りでありまして、もう一遍、資料2-1をごらんください。1週間ほど前に先生方には事前に未定稿でお送りいたしました。それから私ども自身も練り続け、いろいろな関係の人たちとも意見交換をいたしましたので、ある程度前回のものと変わっているところもございますので、あらかじめご了承くださいませ。大きくは変わっていません。

それでは、資料2-1、1ページから簡単に参りたいと思います。

「国土管理をめぐる時代認識」ということで、これもいろいろところで審議していただいたことを整理したものでございます。旺盛な国土開発が行われてきた、その一方でさ

まざまなひずみが出てきた、国土管理の仕組みが崩壊の危機を迎えている、あるいは自然災害に対して脆弱な土地利用が拡大しているというふうな認識があつて、今後の課題と展望の中で、地域管理にも大きな支障を来す懸念がある、多様な主体が国土管理に関与する、森林、農地などを単体でとらえるのではなくて相互の関係、他地域との関係を考える必要がある、あるいは財政制約なども相まって地方公共団体のみが主体となるような施策はなかなか立ち行かないのではないかと、やはり多様な主体の参画が期待されるのではないかと、というふうなことでございます。

国土管理に向けてということで、1 ページから 2 ページにかけまして、これまでの旺盛な国土開発に主眼を置くようなあり方から、国土開発の過程で毀損されがちであった国土の質の回復、改善、向上、あるいは蓄積されたストックを有効に利活用する、再開発、再利用しつつ維持管理、より良い状態で次の世代に引き継いでいく、すなわち国土管理に主軸を移すべきであるのではないかと。もちろん新規の開発が求められる場合も当然あるわけですが、その場合でも後々の管理の必要性を念頭に置くべきではないかということでございます。

それから多様な主体の参画と連携の新たな方向性、あるいは仕組みを考える必要があるということと、海洋につきましても貴重な国土空間として考えていく必要がある。

3 ページに参りまして、これも審議の過程で議論していただいたことをもう一遍再整理しているのでございますけれども、国土管理の課題といたしまして、まずは国土の質的劣化。これは拡大を続けてきた社会経済活動の裏側で無秩序な都市の拡大とかで国土の質的劣化が生じた。あるいは環境上の負の遺産が生じているということですか、それから(2) 国土や地球環境への過大な負荷ということで、大量生産、大量消費、あるいは大量廃棄型の生産と消費のパターンを前提としているのは結局、国内の自然の循環システムの許容量を大きく超えた状態になっているのではないかと、ということですか、エネルギー問題等々あつて、都市における環境負荷の増大が懸念されているということでもあります。

4 ページに参りまして、3 番目の課題として国土管理水準の低下ということでございます。森林、農地、都市、沿岸域・海洋、それぞれにつきましてこれまでの議論を再整理しております。森林につきましては森林所有者の管理意欲が減退しているということで、手入れが十分に行われない森林が増加している、その結果、日本人の原風景の喪失などの懸念が生じている、国土保全、CO₂の問題などにも影響が出てきている。農用地につきましては、農業経営を取り巻く状況の中で、他の用途への転用、耕作放棄などによって農地が

減っている。農業の集落機能が維持できなくなっている農村も出てきているということが問題でございます。

都市につきましては、遊休地、既存都市基盤の利活用を維持するための効率の低下が懸念されるということ。沿岸域につきましては、沿岸部の低未利用地の問題、漂流・漂着ごみの問題、離島や漁村の過疎化・高齢化の問題がございます。海洋につきましては、陸域からの人間活動によるさまざまな負荷の終着点ということで問題認識されているということとすとか、エネルギー、水産資源の問題がございます。

5 ページに参りまして、あまりよろしくない課題の一方で、未来に向けて光の見えるような新たな状況の展望ということで、環境への意識の高まり、安全で安心な生活に対する意識の高まりということでございます。ライフスタイルの問題にも絡んでくる。洪水や土砂災害、都市特有の水害被害、渇水の問題、大規模地震の問題、さらには治安面の問題も含めて国民の安全・安心な暮らしに対する意識の高まりということを記述しております。

3 番目に、国土空間への認識を変えつつある交通基盤整備や情報革命、若干かたい言い方をしていますが、下から4行目、物的な行動範囲や移動の自由度の拡大とも相まって、国民一人ひとりの空間認識が広域化し、ライフスタイルにも大きな変化が生じていると認識しております。

6 ページに参りまして、地域への愛着の高まり、人と土地との関係をめぐる新たな動きでございます。これについても、いろいろな審議の過程で見ていただいたものですが、人々の行動範囲や空間認識が広域化する中で、むしろ地域の個性を改めて見直す動きも出てきている。いろいろな人がITや携帯電話などの普及とも相まって、さまざまな人々が自由で多様な形で複合的、広域的なネットワーク、いろいろな形で自己増殖的につながりが出てきているという認識を持って、このような新しい時代の人と人とのつながりが人材・情報・資金などのいろいろな資源を有効に活用するための一つのきっかけを与える可能性があるという認識でございます。そういったことを取り入れた国土管理の試みを考えていくべきではないかということです。

そういう状況認識を踏まえて、持続可能な国土管理への方向ということで、今後の方向性の考え方でございますけれども、冒頭は開発から管理というところを繰り返しております、国土管理を行っていく上で、国の質の低下とかいろいろな課題を踏まえると、以下の3つの視点、すなわち循環と共生、安全と安心、それから美（うるわ）しき、これらの視点を重視し、バランスをとっていく必要があるべきではないかというふうな記述でござ

います。

第1の視点は循環と共生でございます。必ずしも廃棄物ですとか、自然の生態系のみに限るものではないという位置づけに、ここではしております。例えば都市における人間の諸活動をできるだけ循環的なものにしていくことをはじめとして、都市的な土地利用の無秩序な拡大を抑制する、既存基盤ストックの利活用、再利用・再開発なども含める、食料や木材など国内で再生可能な資源の循環システムを重視して、そのようなシステムの要素である——森林、農地は自然界の物質循環や水循環を担う一つのメカニズムでもあります——森林、農地を適切に保全していく、あるいは残された自然の保全、強化、自然の再生、生態系の健全性を積極的に取り戻すということを込めた視点として、循環と共生というふうにまとめてみました。

第2が安全・安心であります。7ページに参りまして、災害を完全に防ぐことは不可能であって、自然の脅威を前提とした国土利用を行っていく必要がある、国民一人ひとりが災害リスクを意識した土地の所有、利用に心がける必要があるのではないか、ハード・ソフト両面からという意味を込めた安全・安心としてまとめてみました。

第3の視点は、ここでは美（うるわ）しさとあえて言っております。国土の質は、もとより単に視覚的なものや物的な安全性にとどまるものではなくて、地域における人間の営みが循環型であって、自然との上手な相互作用があって、生態系が健全に営まれている。こういうものに地域の住民も愛着を覚えて、全体として調和のとれたものである状態として国土の質をとらえるべきではないかということで、これはもちろんご提案ですけれども、このような状態を「国土の美（うるわ）しさ」と呼ぶことにする、このようなことでまとめてみました。このような視点を重視して国土の質を総合的に高めていくことを、まとめてみた次第でございます。

7ページの（2）、国土管理を行っていく体制論に近い部分として、多様な主体の参画・連携ということで、もとより森林、農地などの管理はそこに居住して、あるいはそこで業を営んでいる人たちの諸活動が適切に営まれていることが基本であります。そうはいつでも人口減少なり、あるいは担い手不足で、行政のみならず住民やNPO、いろいろな主体が国土管理に参加していく、いわば国土の国民的経営を推進していくことが望まれると打ち出しております。

流域について大変大きなご議論をいただきましたので、それを踏まえまして、特に流域になじむ問題、土砂管理とか生態系の問題につきまして流域における水循環系の管理と国

土管理を一体的に行っていく必要があるのではないかと考えています。

8 ページに参りまして、地域における自律的な管理ということで、合併の問題がむしろまちづくりを改めて考えていく契機になっていて、国土管理にも大変重要な要素なのではないかということで、何も役所だけが管理するのではなくて、もちろんいろいろな動きを踏まえて、住民と役所が一体となった自律的な国土管理を行っていくことをまとめております。

9 ページに参りまして、「施策の方向性」です。これまでの記述が国土管理の考え方をまとめてみたものですが、それをどのように施策に展開していくかというつなぎの部分でございます。つなぎの部分と言うと記述がおかしいですが、その手法でございます。施策の方向性として3つの視点を重視して国土管理をしていく、それを実現していくためには国土管理に関係する多くの施策にその考え方を具体的に反映させていくことに尽きるでしょう。視点を縦と横と両方からまとめておりまして、Ⅲ－1では、地目横断的に推進すべき施策として、自然界の物質循環との調和等々を掲げております。

例えば循環論とか生態系の維持・形成は、循環と共生の視点を主として体现するものでありましょうし、減災に向けた国土利用への転換であれば、安全と安心の視点、それから健全で潤いのある「ランドスケープ」の形成、これは主として美（うるわ）しさの視点を体现するものでありますけれども、考え方としてその3つの国土管理の視点と5つの地目横断的な施策との関係は必ずしも固定的なものではないでしょう。5つの施策のいずれにも3つの視点が適切に反映されて、バランスのとれた施策展開が求められると頭に据えてございます。

Ⅲ－2では、それを縦棒で森林、農地ごとの施策の方向性を記述しております。これも、これまでに見ていただきました森林の管理のあり方等々を基本的にベースとしながら、3つの視点を意識したまとめをしてみたところでございます。それぞれの施策におきまして、3つの視点がバランスよく反映される必要があるということでございます。

まず、Ⅲ－1で視点別の施策の方向性、横棒、横方向の施策展開の考え方でございます。これはこれまで見ていただきましたものを、今申したように3つの視点、あるいは多様な主体の参画ということをしてできるだけ意識した記述にしておりますが、基本的にはこれまでの議論をベースにしたものでございます。1として人間活動と調和した物質循環の構築。基本的な考え方として、人間活動と自然界の物質循環との調和、あるいは自然界の物質循環と、その一部を構成する社会経済システムを通じた物質循環が密接不可分な関係にある

ことを見ていただきまして、自然界から人間社会への物質の採取の問題、10ページに参りまして、結局、自然界で再生産されない資源の採取を抑制していかなければいけないということであります。それから、人間社会から自然界への物質の排出・廃棄の問題、国土の内外での物質の移動の問題がございます。

それらを踏まえて、(2)として主要な施策の方向性ということで産業の方向。森林、林業、農業、農用地がどのような役割を負っているか。いろいろな木材あるいは食料の国内循環に重要な役割を負っているということでございます。

バイオマスなどの利用促進。これもやはり森林、農地の役割もありましょうし、生ごみなどの廃棄物などもバイオマスとして考えていくということでございます。

それから③で集約型都市構造への転換。空間の循環利用という考え方で、グリーンフィールドの開発抑制、ブラウンフィールドなどの低未利用地のリユースということも含めた考え方にしております。なおブラウンフィールド、グリーンフィールドの言葉の使い方については、必ずしも定着したものではないというご指摘が委員会の中でもございましたので、注意していきたいと思えます。

11ページになります。廃棄物の問題。廃棄物の問題と国土利用は難しい問題もありますけれども、避けて通ることができない問題であるということですか、ライフスタイル、生産と消費のパターンも、都市の構造に絡みますので、認識化している。

流域における水循環との調和でございます。これはつまるところ、水循環を健全にしていくことに尽きるということございまして、①として流域を軸とした、持続可能な国土管理。特に国土保全、水質保全、生態系の保全などにつきまして、大事な視点である。それから健全な水循環系に向けた視点。これは11ページから12ページにかけまして、ごらんのような切り口で、これは3月の末ですか、審議していただいたところでございます。それから総合的な取り組みの一方で、それが絵にかいたもちでなかなか進まないことを踏まえまして、ちょっと言葉はこなれていませんが、できる問題から挑戦する姿勢ということとを重視していく必要があるとご指摘がございました。

(2)以降、持続可能な水利用に向けた健全な水循環系の構築ということで、主として利水を中心とした諸問題の整理でございます。これまで議論していただいたことの再整理でございます。安全・安心ということで、治水ですけれども、これも単なるフラッドコントロールではなくて、流域の土地利用、国土利用等のあり方と一体となった安全・安心の対策についての視点でございます。

それから、流域における健全な物質循環の確保ということで、流域全体での土砂管理の推進なども含めた物質循環の確保についての視点でございます。

生態系の保全とランドスケープ、13ページに参りまして、やはり多様な主体の参画・連携と流域意識の醸成、上下流交流とか、森林のための水源基金ですとか、そういう議論がここでなされました。

3番目に健全な生態系の維持・形成でございます。生態系の保全、生物多様性の保全の強化、自然の再生、国土利用等をそもそも持続可能にしていくことを基本的な考えとして整理しております。

そして、主要な施策の方向性として、これは何といたってもエコロジカル・ネットワークの形成を図っていく。これも年明けの前に議論していただいたことでございます。後ほど、ポンチ絵を使いながらもう少しご紹介したいと思います。

14ページに参りまして、エコロジカル・ネットワークの具体像を示していく必要があるとか、国・地方公共団体の連携や分野横断的な取り組みですとか、地域ブロックレベルにおける取り組みの重要性を整理しております。

それから4で、減災に向けた国土利用への転換であります。15ページに参りまして①、②、③と整理してありますけれども、被災時の被害を少しでも小さくする「減災」。防災施設のハードの対策はもちろん前提としつつ、それを越えた災害が発生した場合の対応についても考えていく必要があるという考え方です。それを総合的に行っていく必要がありますし、地域防災力の向上ということで自助、共助、公助のバランスがとれた地域の防災力を総合的に高めていく。あるいは防災意識の向上ということでございます。

土地利用と減災、地域の防災意識の醸成。それから16ページに参りまして、ミクロではなくて広域的、総合的に、いわば国土構造論みたいなところにも絡めて対応をしていく必要があるということですか、あるいは④で復旧・復興の考え方をあらかじめ意識した地域対策ということを、ここでまとめております。被災後を想定した復旧・復興ヴィジョンについてあらかじめ検討した上で、その地域のあり方について考えていくという視点でございます。それから国際貢献。国際的な防災の協力では我が国がリードしておりますけれども、それについても視野を広げておくということです。

同じく16ページで、健全で潤いある「ランドスケープ」の形成。ランドスケープはかぎ括弧がついておりまして、私が前回プレゼンしたときには、力が及ばず、なかなかうまく説明ができていなかったのですが、少し整理をしてみた次第でございます。基本

的な考え方ですけれども、地域における人間の営みと土地の気候や地形に応じた自然の営みが、健全な形で相互作用を及ぼしながらよく調和して、一体のものとして維持されている。それが結果として住民や訪問者に心地よさと潤いを与えて、美しいと感じさせる空間的な広がり、これを「ランドスケープ」と呼んだらどうか。地域が主体となって、その質を回復し高めていく。この総合的な質ということと、美（うるわ）しさということが絡んでくるのではないかということでございます。違う言い方をすれば、ランドスケープは地域、町において、自然物であり山であり云々というふうな言い方もありますし、人間活動が息づく総体としての地域のシンボルというふうな記述をしてみました。

17ページに参りまして、しかしながらランドスケープの担い手の議論等々があって、いろいろな普及啓蒙活動をやっていく必要があるという記述でございます。

17ページの下半分ですが、気運の醸成、これは国土の国民的経営にも少し絡んでくると思いますけれども、地域が主体となったボトムアップの取り組み。あるいは各種自治体のランドスケープの視点を、いろいろな具体的な施策に反映してもらうということです。

18ページに参りまして、今度は縦棒としての整理であります。これは、時間の都合もありますし、十分に見ていただいたところでもあるかと思しますので、ごく簡単に行きたいと思います。

次世代に引き継ぐ豊かな森林ということで、森林に関する現状認識も見ていただきました。森林の管理をめぐる将来展望ということで、森林の多面的機能、バイオマスの可能性、国民の理解の問題を記述しています。

それから社会のネットワーク化と森林。ちょっとうまい言葉が見つからなかったんですけども、社会のネットワーク化、人と人とのつながりが多様化するとか広域化するとかいうことを踏まえまして、必ずしもそこに住んでいない人たちもいろいろな形で森林に絡む、あるいは森林と農地の問題、森林と都市の問題、土地と土地、人と人の問題、いろいろなものがふくそう化、多様化してきていることを踏まえまして、それを森林のものに落とし込んだものでございます。

18ページから19ページにかけて、例えば海の漁師さんたちが上流の森林に植林するといった問題を、いろんな切り口から整理しているものでございます。森林環境税の問題ですとか里山での森林ボランティアの問題、あるいはIターン、Uターン者と森林の整備の問題、あるいは企業の問題などを整理しました。

そういうことを踏まえて今後の森林の管理のあり方ということで、多様な樹種から成る

森林ですとか、保護地域として保全していくところもある。あるいはその一方で、地域にかなった効率的な森林管理システムあるいは林業の施業の集約化などの側面もある。それから国民や企業が広い意味で、いろんな形で森林管理に参加してもらう必要があるんだということと、なかなか難しいところもありますが、将来的には森林管理を非常に省力化した管理、非常に自然に近いような形に誘導していく必要もあるということを整理してみました。

農地につきまして現状認識、食料等の農産物を供給する機能ということで国民生活の重要な基盤であるという認識を示して、19、20ページで農業の多面的な機能や米の消費量の減少や農産物の価格によって農地面積が減少していることと、耕作放棄の問題、それから一方で農業経営体の育成の問題が大事である。農業集落の共同作業が立ち行かなくなっている部分があるということ、それから農業の環境負荷の問題も忘れてはいけないということでございます。

(2) では将来展望ですけれども、世界の食料需給に関する不確定要因というのは確かにあって楽観できないということと、多面的な機能の維持の必要性ですとか、あるいは業としての担い手への集約など、構造改革を加速していく必要がある。

一方で農産物の高品質、安全性ということで今後輸出の拡大が期待される部分もあるということと、あるいはいろんな工夫をしている中で農業の第6次産業化の動きですとかバイオマスの可能性ですとか、20ページの一番最後で、これは業としての農業をもっと戦略的にとらえていく必要があるという視点で、経営感覚にすぐれた担い手による農業をもっと非常に強化していく部分もあるという認識でございます。

21ページに参りまして、社会のネットワーク化と農用地、農業ですけれども、いろんな工夫がなされているということで、生産者の顔が見える、農業者と消費者との直接的なつながりですとか、あるいは他産業からの参入ですとか、棚田オーナーとかクラインガルテンなどの都市と農村との交流ですとか、市民農園のような動きということを整理しております。

それから今後の農用地等の管理のあり方でありまして、担い手農家を中心にやはり本業のプロにしっかり頑張ってもらいたいということが冒頭まずあった上で、生産条件が不利な地域について、地域の創意工夫が期待されるですとか、生産条件が不利であって、しかしながら棚田のように多面的な機能が発揮できる、期待できる農地についていろんな形で国民の支援を期待したい。あるいは市街化区域内農地について、良好な土地環境の形

成という観点からそのあり方を検討したらよいのではないかとということですとか、限界的な農地についてはより管理投入量の少ない地目、少し持って回った言い方ですけども、山林なり森林への転換などの可能性も含めて検討する必要があるということでございます。

それから都市的土地利用の整序・集約化と自然の再生でありますけれども、これは都市論として現状認識があって、22ページに参りまして将来展望ということで、人口減少、高齢化によりまして、市街地の低密度化、地域活力の低下や低未利用地の増大などの懸念、虫食いの低未利用地の発生、あるいは拡大・拡散した都市基盤ストックの維持が一層困難になる可能性がある。あるいは分権ですとか地方の市町村合併などの問題を整理しております。安全性の問題、安全な土地利用の要請についてもここで触れております。

それから社会のネットワーク化と都市ですけども、都市と農村の関係あるいは都市とほかの都市との関係、都市も都市だけ単独で考えるのではなくていろいろなところと関係が深まっているし、都市・農村交流の問題なども非常に高まっておりますので、そういったことを記述してございます。

23ページに参りまして、今後の都市的土地利用の管理のあり方ですけども、いわば人口減少は土地利用の再編をする好機であるということも可能でありますし、その場合にはその周辺の都市と農村部の土地利用を総合的に考える視点もあります。

一方で都市と都市、都市群のこと、あるいは都市圏域のことを考えれば牽引役を担い得る都市というものを地域の選択のもとに位置づけて、それへの集約を図っていくという視点も重要であるということ。これも昨年来議論していただきましたように、都市的土地利用の整序・集約化、それからその裏返しとして自然環境の再生・保全という問題を整理しております。都市のエネルギー効率の問題につきましても、ここで位置づけております。あるいは災害リスクを前提とした安全な土地利用についても触れております。

24ページに参りまして、特に都市的な土地につきましてその利用像を関係者が合意形成する場、これは市レベルでも県レベルでも考えていく必要があるのではないかとということ、あるいは私有財としての土地利用とそれの集合体としての全体としての地域像を、うまく一致させていく必要があるという視点をここで確認しております。

海洋・沿岸域につきましてごらんのように整理しておりまして、そもそも環境、利用、防災・安全、いろんな問題が相互に影響しながら生じているという認識がありまして、環境面、利用面、防災・安全面、それぞれについて記述しております。

それから海難事故につきましては、実はちょっと言葉が足りませんで、海象条件だけで

発生するわけではありませんで、いろんな要素があって海難事故が発生するということを申し添えておきたいと思います。

将来展望でありますけれども、海洋・沿岸域を戦略的に保全、利用していく、あるいは環境面の問題、それからエネルギーとしての可能性、漁業者がいろんな意味で本来の漁師としての営みだけではなくて、付随的にいろんな役割を担っていらっしゃるわけですが、そのような漁業者の高齢化、活動の低下というものが懸念されている。あるいは海岸浸食の問題について触れております。

それから社会のネットワーク化と海洋・沿岸域ですけれども、国際的な協力あるいは自然環境としての要請等々につきまして整理しております。

今後の海洋・沿岸域の管理のあり方ですが、第二の国土としての位置づけですとか、あるいは総合的な海洋政策の必要性の問題、先ほども申し上げましたが、すべての課題や地域を網羅的に考えるということも大事ですが、一方で問題を絞った取り組みの推進ということもここでもう一遍触れております。

それから25ページから26ページにかけまして、干潟の問題ですとか負の遺産を取り返していくというふうな視点、それからそもそもデータの収集・管理、あるいは調査・研究、技術開発というものが大事ではないかということ、それから最後に国境離島の問題につきましてこのような記述をしてみっておりますが、これは引き続きいろんな方面で議論がなされるものだろうというふうに考えております。

27ページは、26ページまでが委員会の議論の再整理でございまして、それを基礎としながら、今後、行政計画であります国土利用計画、今、第三次ですけれども、これを改訂していく必要があるというときに考えなければいけないことということで、これもしばらく前に見ていただいたものでございます。国土利用計画の役割ですとか指標のあり方、県計画、市町村計画の意義なりあり方については、これからの議論の宿題であります。

それから28ページ、29ページに議論の過程で特に森林、農地につきまして、国土の国民的経営というふうなコンセプトを練り上げてきていただいているところでございます。このようなコンセプトにつきまして、いろんな方面で支持なり共感をいただいているところもありますものですから、これにつきまして若干プロジェクト論的に今後議論を深めていただいております。

これは、ポンチ絵をちょっと見ていただきたいのですが、さっきも申し上げました参考資料を見ていただけますでしょうか。参考ページの3ページであります。国土は国民の共

通の基盤であるということから、みんなでいろいろな形でかかわっていいのではないかと
いうことで、1つは真ん中にありますように国土管理上の課題があって、新たな動きとい
うところで1つはごく素直に美しい日本、かくあれかしということですか、あるいは地
域への愛着ですか、新たな公の、パブリックな意識の芽生えですか、ボランティア活
動そのものに対する理解といったいろいろな要因が背景にあって、その四角で囲ってある
ような動きがどんどん加速しているというふうな、これは頭の整理でございます。

ただ、ボランティアだけで山は救えないよというようなご指摘を再三いただいたところ
でありまして、そういうふうな動きと対になる、あるいはむしろそのベース、基礎として
本来の営みを通じての国土管理というのは上位にあって、森林所有者や農家、都市住民が、
業であったり生活であったり遊びであったり、その営みを通じて適切に管理することが重
要で、それと国民の協働と参加ということが相互により影響を及ぼしながら展開していく
図が描けないかということでございます。委員長から国土の国民的経営というものは、実
はその国土の地域的経営というものがベースにあって、それをベースとして初めて全国的
な国土の国民的経営が成り立つのではないかとのご指摘をいただきまして、それをうまく
明示的に表現できていないのでいかなんかと思っておるのですが、そういうことも含めま
して国土の国民的経営のいわばビジネスモデルと言いましょか、あり方と言いましょか、
そういうことを今後整理していく必要があるのではないかとのご指摘でございます。

例示をいろいろつけておりますので、眺めていただければと思います。4ページ、5ペ
ージ、特に5ページで資金循環ありなし、これは白黒ではありませんけれども収益性が大事
な部分と、収益性が相対的にプライオリティーが低い座標軸、それから直接的に自分で乗
り込んでいって草を刈るというふうな直接的な関与から、そのような人たちに募金をする
という間接的な関与の座標軸と、ちょっと整理してみました。というのは、いろいろな動
きが世の中にあるものですから、それらを少し整理して、我々として今回国土の国民的経
営ということで、どんな施策を国は立てていくことができるかというふうなことを検討し
てまいりたいと思っております。

4ページに戻っていただきまして、協働プロジェクトというのが、去年NPOが組織と
して永続的にやっていくということを意識したものでございます。それからボランティア
としての活動、企業によるCSR、あるいはNPOです。協働プロジェクトというのは、
いろいろな多様な主体が協力して、いろんなつながりでやっていくといういわゆる協働型
ですね。それから募金、寄附の側面、間伐材製品を買うという意味での国土管理への参画、

教育の問題あるいは技術開発の側面を整理してみました。

6 ページ以下、そのようなものをモデル的に示しております。協働プロジェクトとして、例えば 6 ページで地域全体で取り組む農地、農業用水等の保全・管理等々ございまして、11 ページで農地保全活動、森林整備ボランティアの活動があつて、あるいは 14、15 と企業による CSR、それから 16 ページ以後の NPO による農地、緑地等の管理、ボランティアももちろん絡んでくると思いますけれども、NPO の側面でございます。それから 18 ページ。20 ページは募金、寄附で、これに限らずいろいろなものがあると思います。それから 21 ページで農産物や間伐材製品などの選択的購入ということでございます。23 ページ、24 ページで教育を絡ませた取り組み。25 ページで、時限的な放牧の導入ですとか、グランドカバープランツを導入するということで粗放的な管理をやっていく、あるいはそれに絡めて技術開発を行っていくという側面も取り込んでみました。このような問題について、審議を深めていく必要があるのではないかということでございます。

それから同じ参考資料で、エコロジカル・ネットワークの形成のためのポンチ絵をつくりましたので、これを見ていただきたいと思います。1 ページで施策のイメージ図、2 ページは植生を中心に、あるいはナショナルなレベルでは渡り鳥のルートが日本とどう絡まっているのか、そこに渡り鳥の中継地である湿地というものが、どういう意味合いがあるのかということを今、整理してみつつありまして、ちょっとイメージ的にお示ししてみるものでございます。

以上、ちょっと長くなりましたが資料の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【委員長】 資料 2 のこちらは。

【事務局】 すみません、資料の 2-2 の文章のほうですけれども、「持続可能な国土管理専門委員会中間とりまとめ(案)概要」ということで、4 ページものもでございます。これは今申し上げました資料 2-1 の要約でございます。これにつきまして、本日の資料 2-1 の議論をこのような形で概要として取りまとめさせていただきまして、もちろん本日の議論を反映した形で後日また計画部会にもこれをベースに、先生にもご相談させていただきながら報告する資料として活用していきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

【委員長】 はい、これまでもかなり多くの回数の専門委員会の議論を資料 2-1 のような形でまとめさせていただきました。大変多くの要素が入っておりまして、なかなか全

体を理解するのが難しい状況でございますけれど、既に皆さんお手元には何らかの形で情報として届いてございますので、今日はまずこの議論を中心にさせていただきたいと思います。その議論の中で、いろいろこういうふうに変更すべきでないかというようなご議論が出てくると思います。それを資料２－２で反映する形で全体の部会、計画部会に報告しますが、それについては細かく一字一字ここでチェックするというのも時間的になかなか難しいので、むしろご意見を受けて私と事務局で相談して資料２－２をまとめるということにさせていただきたいと思います。

それからもう一つは、最後に説明がございました国土の国民的経営とかエコロジカル・ネットワークという具体的な、プロジェクト的な色彩を持ったものの中に組み込もうという話もございます。これについては後半部分でご議論いただけるかと思っております。

まず最初に、資料２－１のような形でまとめるということについて、そのまとめ方の大枠は図面のほうの資料２－２に出てございますので、これを参考にしながらこういう形でまとめることがよろしいのかどうかということについて、あるいはその中に含まれている内容について、ご注文があればぜひいただきたい。そちらから始めさせていただきたいと思います。どこからでも結構ですのでお願いいたします。いかがでしょうか。

【委員】 細かい点、事前に本当はご連絡すべきだったのだと思うのですが、今日出てきたところもございますので。まず３ページですが、あまり本文を大きく変えることはあれでしょうから、バーチャル・ウォーターのところなのですが、バーチャル・ウォーターは食料だけとは限りませんので、「食料輸入等」という「等」の一文字を可能でしたら入れていただくことをご検討いただければと思います。

それからもう少しメジャーなことになりますが、９ページ以降、「流域における水循環との調和」という言葉が１つのキーワードとして出ております。「自然界の物質循環との調和」というのは、その前にはございますが、実際に出てくるときは人間活動と調和した物質循環の構築というふうに、何々と調和した何々なのですけれども、水循環と調和した何なのかということがわからなくて、読み解きますと流域における水循環と調和した国土管理そのものなのかなと思うのですが、その辺をもしどういう意味なのかというのをご説明いただければと思います。

【事務局】 よろしいですか。

【委員長】 １点目はよろしいですね。当然だと思います。２点目。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。そこは人間活動と調和した水循環という

ふうな言い方かもしれませんし、人間活動の営為としての国土管理と水循環との調和ということかと思います。おっしゃるとおりだと思います。

【委員】 何かちょっとそこが、つまり11ページで見出しとして出てきたときに、流域における水循環との調和というのは、何が水循環と調和しているのかというのが、ちょっとこの言葉ではわからないなというふうに感じましたものですから。

【事務局】 わかりました。

【委員】 もう少し、今度は中身の話になりますけれども、例えば12ページで着実な取り組みということで、流域は複雑だからということなのかもしれませんが、ここで「できる問題から挑戦する姿勢」と書いてある。私、ちょっとこれは唐突感があるんですけども、あえてこれを書かれた理由を教えてください。

あと3つ申し上げます。12ページの下の方になりまして、(2)の②の流域における安全・安心の確保と国土管理の2つ目のポツ、これは言葉の使い方ですが、「流域の土地利用の視点から災害リスクを前提とした国土づくりを促進することが重要である」、よいようでもあります、土地利用を「視点から」ということではなくて土地利用を「通じて」とか、つまり災害リスクを前提としたというよりは、考慮した流域土地利用による国土づくりを促進するとか何かそういうことだと思うのですが、ちょっと言葉がすっきりいかなかなというふうに感じましたので、ここはもうご検討いただければ結構です。

最後は13ページに行きまして、⑤の多様な主体の参画・連携と流域意識の醸成ですが、3つ目のポツでNPOの活動に必要な人や資金、資材の支援。人の支援というのが人材開発ということでしたらわかるんですが、人の支援というのは何か具体的……。資金を渡すということもわかるし、資材を渡すということもわかるのですが、人の支援というのはどういうことなのかというのはちょっとイメージがわきにくいものですから、ここは教えていただければと思います。

【事務局】 はい。1番目の「できる問題から挑戦する姿勢」は、申しましたようにちょっと言葉がこなれていませんけれども、これは3月30日に流域の問題について見ていただいたとき、あるいは沿岸域のときに見ていただいたように、総合的に問題をとらえる視点が大変大事なんだけれども、一方で特に沿岸域のこれまでの取り組みを見ますと、総合的な計画をつくるけれどもなかなか複雑であって進まないということで、その意味で、実際に進展する環境の整っている問題について、問題を絞り込んで推進していく必要もあるよということを、ここで表現している次第です。ちょっと言葉がうまく言っていません

けれども。

【委員長】 今言っているのは、流域から沿岸域まで全体としてさまざまな問題が流域にあるということでしょうか。

【事務局】 流域と沿岸域とTの字で問題をとらえる必要があるということなのだけれども、例えば土砂管理を考えますと、土砂管理は土砂管理で閉じている問題ではもちろんないので、国土保全とかいろんな問題が絡んでいるけれども、そこを問題の土俵を広げ過ぎると、またなかなか物が進まないという側面があるものですから、適切なとらえ方で問題を絞り込んで取り組む必要があるということを申し上げたいと思います。

【委員】 それは流域に限らないことのような気がするのですが、つまりここだけにこれが書かれているというのが何か実際に困った事例があって、特に水循環、流域に関してはこうだということがあるのかなと、ちょっとその辺はこういう場で聞くのが良いのかどうかかわからないですが、もしそうだとしたらわかるんですけれども、そうでないとするやはり全体計画があって、その中でももちろんできること、そして予算の許すことから着実に進めるというのは国の施策の基本だと思いますので、あえてここに何か書かれているのは私は非常に目立つような気がするのですが。

【事務局】 そうですね、おっしゃるとおりです。実は流域をめぐっては、流域というとらえ方が、非常に大きい流域と、非常に小さい流域と両方あるんですね。全体を全部組み合わせながらやっていると、パーツ、パーツの組み合わせが必ずしも大きな流域の課題ではないものですから、その意味で流域問題というのは実はトータルでとらえたほうが良いケースと、個別でとらえたほうが良いケースと両方あるものですから、その課題、課題で対応したほうが良いのではないかということを、表現が良いかどうかは別にして、そういう問題しかここには書いてありません。したがってこの流域問題と沿岸域のところの2点だけ、囲んだ括弧にさせていただいているわけです。

【委員】 わかりました。

【事務局】 2番目はおっしゃるとおりです。そのようにいたします。

それから3番目ですけども、これも特に具体的ということではありませんで、もちろん人材開発の問題もありましょうし、あるいは上下流連携という中でそれに興味を持った人たちが出てきているとすれば、その人たちが上手に行き来できるよういろいろな意味での仕組みづくりなども意識した意味で人というふうに。要するに人的な要素も考えなければいけないねという趣旨でここに書いております。

【委員長】 いや、おそらく表現が、そのまま読むと人の支援というふうにつながるように見えるわけでしょう。資金や資材の支援というのはわかるけど、人の支援とは何かという表現の問題で、人材を投じて支援するってそういう意味でしょう。

【事務局】 はい、そうです。

【委員長】 人の支援とは人を支援する意味にもとれるし、その辺が表現として…。

【事務局】 すみません、ここはちょっと表現を少し考えますけれども意味するところは2つありまして、人材育成ということと、それから外部から適切な人材を、何と言いますか協力関係をつくっていく、その2つの意味でございます。

【委員長】 なるほど、もう少し丁寧に書いたほうがよろしいですね。

【委員】 全体読ませていただきまして、こういうふうになるんだろうなと一応納得はいたしますが、最後の国土の国民的経営というところが一つのみそにもなっているんだと思いますけれども、果たしてそんなことでうまくいくののだろうか。特に非都市部に生活している、また市長という行政の立場で、これは一体どのようなものになるのだろうか、これがあってからそれで本当にうまくいくのかなということを痛切に感じます。

それと国土の国民的経営というときに国土管理を日本人だけでやるという前提なのか、国民的経営というと日本国民での経営は特に地方、地域の者にはできないんじゃないかという心配をしておりますが、だから何もしないでこのままだったらNPOとかいろいろ、それこそ人的支援があるという格好にはなっておりますけれども、実際に将来にわたって都市部の人の応援がずっといただけるという保証は何もありませんし、そして特に写真の中でもおわかりのとおり、ほとんどの人が、リタイアした人が趣味の延長線上でやったださるところであって、若い元気のある人がやろうということになっていないわけですね。

ということで国民的経営というのは本当にうまくいくのかなということと、もう一つ全体的に読ませていただいて、議論の中でも落ちていたと思うのですが、次世代への継承ということがどうもないように思います。若い人、次世代、もしかしたら我々現世代が志を失っている世代かもしれませんし、我々の前の世代が志を持っていたのかもしれませんが、今度この次の世代に私たちの志を継承するという以上に、以前の人が持っていた志を継承するというのがなければ、国土の管理は持続的にはできないと思うんですね。その志の部分が失われたまま、何かよくわからないのですが、どうもそんな感じがしてならないので、国土管理が持続的というからには、これがずっと続いていくために本

当にどうしたらよいのかというあたりのところが、教育という言葉はありますけれども、それもちっとそういう形ではないみたいにあるので、次世代に国土を本当に守らなければいけない、自然を守らなければいけないという志というよりも、実際に努力する、尽力するということをどうやってつくっていくかというようなことについても触れていただけるとありがたいなと思います。

【委員長】 国土の国民的経営は資料の3ページを見ていただくと、確かにNPO法人とかそういう要素も入っていますけれど、ここにあるようにかなり幅広い内容を展開しようということで考えていまして、NPOとかそれだけで本当にできるのかというご意見は、これまで何度もいただいております。

それをある程度反映しながら、上に出ていますが、本来の営みを通じた国土管理ということでベースがあって、そこに国民の協働と参加があるというような全体を国土の国民的経営というように言おうということで定義したものでありますし、それから左側に新たな動きとありますように、美しい日本を求める心とか地域への愛着、環境への関心、こういう新しい心構えというものが、新しい動きとしてとらまえてそういうものが初めて動くのだという全体をここで表現していて、まだ不十分かもしれませんが、委員のおっしゃっていることは、ある程度ここで表現しているんじゃないかなと私は思っているのですけれど。

【委員】 一番心配というか、このままじゃ国土の国民的経営を皆さんにご心配いただいても、田舎のほうの田んぼや森はどうしようもないんじゃないかと思いますが、ここに例えば外国人を雇用して林業や農業を営むというようなことで国土管理ができるとしたら、そういうことは許される方向を示すのでしょうか。そういうことはこの際入れないのでしょうか。

【委員長】 それは、実は計画部会全体の議論でもあるんですね。その辺どうですか。よく出されますよね、外国人の問題。今、事務局にお答えいただいて、議論としては随分幾つもあったような気がするんですが。

【事務局】 外国人労働者の問題は、人口フレームの問題にもかかわってくる大きな共通する問題だと思うんですけれども、今いろいろ規制緩和の中で議論がなされているというふうに聞いておりますが、今までの流れを踏まえますと、やはりある程度一定レベルの資格というか、能力を持った者から入れていくというところで、いわゆる非熟練労働というのですか、単純労働者を入れていくかどうかということについては、まだ国民的なコン

センサスはこれからではないだろうか、まだないのではないかというような認識は持っております。今おっしゃったような形で森林の管理とか農業について、単純労働者かどうかは定かではありませんけれども、仮にヨーロッパ等でありますような季節労働者という形で入れるかどうかということについては、今後さまざまな角度から議論していかなければならない問題ではないだろうかというふうに思っております。

実は個人的な話で恐縮なのですが、私はこのポストの前は長崎におりまして、おっしゃるように森林の管理の問題が非常に大きな問題でありまして、一方中国ではご承知のように乱伐ということで、要するに例えば備長炭の原料になりますようなものを輸出ができないというような状況になっておりまして、林業労働者が向こうでは余っているという状況があるということもあって、何とかそういうものを地域レベルのODAとして何かルール化できないかということを検討した経緯はございますが、いろいろな制約で実現するには至らなかったということはあると思います。例えば環境というか山をつくることによる環境の効果ということを考えて、これからの中国がそういった形で——中国に限ったことではありませんけれども——山の管理というような自然の保全や再生といったことを今後やっていく場合に、日本の技術が移転できないかというような観点で、例えば農業大学校とか林業大学校というものを活用した研修を絡めて、地域レベルでそういうことができないかなということが、一つの切り口としてはあり得るのかなというふうには個人的には思っておりますけれども、全体の外国人労働者の移入ということについては、先ほど申し上げたようなことではないかというふうに考えております。

【委員長】 私がお答えいただいたのは専門委員会でのことを文章化するというよりも、実は大きな問題であるものですから、ご意見としては承っておきたいと思っておりますけれども、全体と方向性を見きわめながら、どのように表現できるかは後ほど考えさせていただきたいと思っております。

【委員】 長くなって恐縮ですが、都市部のことはこれで良いんでしょうけれども、辺地部と言いますか農村、山村地帯では農地と山林、林地、森林を保全しなければいけないのですけれども、保全をするのに経済的にやっていけるような林家でもありませんし、また補助金が現在のようにどんどんなくなっていくという中で農業を営めるような状況ではないのですが、それを国民的経営という観点からボランティアだけに頼るということとはとてもできないので、実際にそれをどうやって管理というか、そこで業を続けていくかということで、非常に悩んでいるという実態をご理解いただければということでございます。

【委員長】 わかりました。それでは、関連して。

【委員】 森林の問題が少し絡んで出たので、森林の問題で2点具体的な話として、18ページの森林に関する現状認識のところで、現状認識の項の下から3行目、「不在村化の進展等により」というふうに書いてございまして、森林を持つ人たちがその地域に住んでいないというのはいろんな意味で問題はあるのですが、実は最近、私は大きな企業が森林を直接所有したい、所有すべきかどうかという相談を受けることが多いわけです。

以前と違いまして、森林を大きく持っている古くからの森林所有者が、今はどんどん森林を維持できなくなったというのが現状でございまして、今までのように何ヘクタールという単位ではなくて、何千ヘクタールという単位で森林が動くわけですね。そうなってくると、そこに伴う金額というのは、少し大きな企業じゃないと非常に難しいということもあって、不在村をあまり表現としてそれ自体で森林管理の意欲が減退している原因というふうにつかむよりは、不在村所有者が増えることを前提とした仕組みがうまくできていないから管理がうまくいかないのだというところではあるのかなというふうに思います。不在村だからといってというのはちょっとおかしいのではないかなと。

もう一つは、今ちょっと申し上げたことはもう一度後でお話するとして、19ページの今後の森林の管理のあり方でちょっと気になるのですが、一番最初に「今後の森林に関する管理に当たっては、多様な樹種からなる森林を整備していく必要がある」と書いてあるのですが、多分多様な樹種から成る森林というのは環境的に配慮された森林というふうにとらえるべきだと思うんですね。多様な樹種から成る森林なのか、環境的に配慮された森林なのかというのは、私は環境的に配慮された森林だとか、環境的に配慮された管理に基づく森林だという表現にしておくのが正しいのではないかなと思うんです。

日本はかなりの量の木材を輸入しているということは、輸入した先の森林に対する責任ということからすれば、一概に多様な樹種の森林をつくること自体が、世界の森林に対して、地球環境に対して本当にメリットがあるのかというのは非常に問題なわけでございますので、あくまでも木材生産している部分は部分として良いとしても、それでもやはり環境的に配慮すべきなんだよという書き方であるべきであって、あえてここで樹種が多様だとかこういう森だとかというのは、地域によってかなり違いますし、かなりとり方によって幅を持たせておかないとだめなのだろうと思います。

最後に、国民的経営の部分で、先ほど申し上げたような森林に関してNPOだとかいろいろな動きがあるのですが、やはり都市のお金だとか大きな企業のお金が森林に入る仕組

みというのが今、非常に求められているのだろーと思います。

ここにも例を挙げていらっしゃるある北海道のNPOの例も、山を手に入れたまでは良いのだけれど、実はこのNPOは動かなくなっておりまして、資金をどうにかしてくれという相談をいただいております、そこに企業から資金を流す仕組みをつくらなければいけないということで今動いているのですけれど、もう一つは先ほど言ったように大きな企業が直接森林を買おうかどうか悩んでいる時期なんですね。それは企業として株主に対する説明責任をどうつけるか、そこまでいって悩むわけです。

そういう意味では、ここにただ資金提供というだけではなくて、企業が環境的な目的を持って森林を所有するということがあってもおかしくないのだろーというふうに思うわけですね。そういうふうな書き込みだとか、あるいは企業がそういうNPOも含めた森林に対する資金が流れるような社会的な仕組みをどうつくっていくかということが非常に大事だと思うんですね。それはひょっとしたら税制の問題なのかもしれないし、いろいろな形の中間法人がしやすい仕組みかもしれません。それはその時期によって、その瞬間によってどうとらえるかだと思うんですけど、その社会的仕組みという形をつくらないと、ボランティアだけなのかという話になってくと思うんですね。その辺が3点でございます。

【委員長】 実は委員が書かれたこういう新聞記事がありまして、ここに今おっしゃったように、ここで言う多様な樹種から成る森林だけが将来の方向ではないということをはっきり書かれておりまして、地域によっておそらく違いがあるので、今、表現されたような表現のほうが、私も良いような気がいたしました。

【事務局】 はい。ボランティアだけでやるんじゃないよというふうにぜひしたいと思っております、もちろんいろんな制約とか実現性がありますけれども、非常にボランティアに特化したようなものとしてこれを位置づけることだけは避けたいというふうに、その部分の悩みは大きいのですけれども、引き続きいろいろお知恵をいただきたいと思います。

その中で思いとしては、本来の営みというのが大事なんだよというふうに位置づけているのだけれども、これについて、じゃあそこに税金を入れますかという話にはなりませんし、今ご指摘いただいたように、それとは違う社会的なシステムというのは何かあるのかということも含めて検討してまいりたいと思いますが、いずれにしてもボランティアにすり寄ったようなものにだけはしたくないと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

【委員長】　　ちょっと確認なんですけど、企業がまとめてというのは、企業のCSR活動としてということなんですか、それとももう少し違う側面なんですか。

【委員】　　やはり規模の大きな森林が動く場合には、所有者もいろんな関係がありまして、どうしてもそういう大きな規模だと金額が何十億という金額になったりしますし、そこまでいなくても個人同士で売買できる金額ではないというのがある。そのときにどうしても企業が入ってくるわけです。そのときに企業がわかりました、森林の管理は大事ですねと。じゃあ我が社はこの森林のその金額だったら会社規模から言えば——上場企業なんかは皆出てくるわけですから——購入しても良いでしょうというときに、CSRとして買うのか、例えば環境貢献として見た場合に環境報告書に載せられる数値が手に入るならば、それは数億円とか10億円とか出してもそんなに高くないねという発想もあるわけです。それが果たしてCSRなのかどうなのかちょっとわからないんですね、そっちの部分は。完全にCSRとしてとらえる場合もあれば、逆に環境報告書にそういう良い数字が出せるのであったら、その金額は高くないねという発想は当然あるわけですね。

今、だめになった林家が多くなったので私が一生懸命企業とつなごうとしているときに、やはり出していかなければいけないのは企業が価値のある数字をどうお渡しするか、お金ではなくて。お金はもらうけれども、その森林から企業に対してどう価値のある数字をお渡しするかというところに今は……。大分この1年半か2年ぐらい勉強して大体つくったんですけど、それは僕は企業がCSRなのかどうなのかちょっとわからないんですね。その数字があるならばおもしろいねというところも結構ありまして、そういう動きがうまく後ろを押していただければ、大きな企業もそれくらいの金額で森林が助かるんだっらいきましょうというのが結構出てくるんですね。

【委員長】　　なるほど、わかりました。ありがとうございます。

【委員】　　話を聞いていて、国土管理と社会システムの管理というものは切っても切り離せないもので、どれぐらい社会システムの管理にまで議論を及ばせていくのかというのが多分、今後の問題かなという気がいたしました。

それは別としまして、ある程度国土管理というレベルで見せていただきました、あるいは今日聞かせていただきました範囲で言いますと、中間報告としてはかなりよくまとめられたというふうに思います。その一番大事な点は、5つの地目と書かれてましたが、そういう利用別の議論ではなくて、それを横断的につなぐ議論とかみ合わせられた。現実にはこの委員会で議論した中に、ここでは横断的につなぎなさいよという5つの視点があります

ね。その視点が非常に重要だということで、その横の並びと縦の並びをうまく配置されて、非常によかったと思うんですけども、1から5の視点がそれぞれ議論した利用別のところにうまく入っているのかなというところが、少しまだ気になりました。

というのは、我々も地目別のときには地目別で議論してきたので、やはりそこで議論されたものを主体に並べられているので、もう一度それは横断的な項目のどれに当たるのかということを書いてみる必要があるかという気がします。それは何のために横断的なことをやってきたのかというと、一つはその地目別の国土管理を実は国民的経営でやりたい。ところが、それはやれないよという話が出ました。都市ならやれても——都市にはやれない問題もたくさん実は含まれているんですけども、金はあると。ところが農地や林地ではそういうことができないというふうなことで、どういうふうに国民がみんな考えたら同じ我々の共同体の中で、この5つの利用別ごとの地目のところで同じように国民的経営ができるのか、それも今のところは強制力をできるだけ働かせないで自由使用を認めながら、その中でこそバランスがとれるというふうな意識を持っているから、書きようとしてはボランティアしか書けなかったんだなという気がします。

だから、自由の中からどういうふうに生まれ出る人の流れをつくるのかというところが、多分横断的な視点を持ち込んだことによってできているんだと思いますけれども、そこがまだ少し見えないので、中間段階としてはこれで良いんだけど、それを具体的にするのはどうすればよいのか。すなわち土地利用ですらある程度自由使用に任せておけば、ボランティア的な土地のやりとりでないと土地利用のバランスはとれないわけですね。ましてやそこへ経営にかかる資材、資源、先ほど人とか資金とかも合わせて資源投入という形を言いますと、資源投入をどうやってやれるかといったら、やはり自由使用とかボランティアだけの意識ではできないところが、ひょっとしたらあるのかなと。

確かに5つの理念をあまねく推し進めていけば、そういうボランティア的自由使用の中に持続可能な方向への移行というものはあるのかもしれないけれど、そういう意味での、どこまでこの理念から推していくバランスの割り振り、もう一つは自由な発想によってボランティア的なものがあるのかというところを、やはり今後中間とりまとめをした後、私は議論していったら良いのかなという気がいたしました。

それから地目ごとのところで少し気になりましたのは、私は流域というんですけども、まあ国土がと思ってもらっても結構なんですけど、流域というものはどういうふうに土地が分類されるかというと、水源、上流、それが中流になって下流になってという自然の区分

があるわけですね。これをその中で人間が、今言った林業地、農業地域、商業地域、工業地域などの都市域、それから沿岸地域などというように使い方を決めてきたわけです。この使い方だけで国土の土地利用計画なり地目区分をしてしまうと、やはり問題が起こるのですね。何が抜けているのかというと、自然域が抜けているんです。自然域と生産緑地と人間活動域みたいな形に分けると、自然域という一つの地目が出てくるはずなんです。そういうところで、先ほど林地がどうして多様な種から構成されなければならないのかという話が出たのは、それは林業地であって自然域での林地でないからなんですね。きちっと自然域の位置づけをしておかないと、流域とか国土の環境的な面あるいは生態系的な面での保全という名前は書いてある。それは生態系だけは鏡であって、その以前に相当する流砂系にしたって水循環にしたって、自然域がある程度確保されていないと、これは現実に確保されないと思います。そういう意味で自然域という項目をやはり残しておかないと、全体ではバランスがとれないんじゃないかというのが意見でございます。

【委員長】 今の、あるいは関連あるご発言かもしれませんが。

【委員】 多少関連はあるんですけど。

【委員長】 結構です、どうぞ。

【委員】 今の段階でちょっと引っかかった点が2つありまして、一方は19ページと21ページで今後の森林の管理のあり方と農用地等の管理のあり方、似ていますが、その一番下のポツのところなんですけれども、ここの表現が消極的な感じで、手間がかけられないから手間のかからないものにしようという消極的な表現になっているんですが、このことはおそらくもっと災い転じて福となすような積極的な意味があると思いますので、それも書き込んだほうが良いんじゃないかと思うんですね。

森林のほうも、今までずっと議論になってきたこととも関係するんですが、林業に役に立つ森林の果たせないような生態系サービスや機能を果たし得る森林に手間をかけずにできる可能性があるということです。もちろん林業に役立つ森林をきちっと持続的に確保するという必要ですけども、林業に役に立てようと思うと犠牲にしなければならないサービス等も幾つもありまして、そういうようなものを発揮する森林というものをきちんと位置づけて国土に十分な面積で確保することが求められています。先ほど自然域という言葉を使っていらっしゃったのと若干重なりがあると思いますが、今問題なのは、林業に役立つつもりで造成したものの経済的な価値を発揮することができない、つまり林業にもそれほど寄与しないし、ほかの機能も発揮できない森林が増えてしまっているとい

うことが問題なんじゃないかと思うんですね。

コストをかけずに自然の遷移にまかせておく森林は生態系サービスという視点からみて価値が低いわけではない。積極的な面が多くあると思いますので、省力化が可能で、例えば林業のための森林では果たすことのできない機能を果たし得るとか、積極的な面を書き込んだほうが良いと思うんです。農地のほうも単に管理投入量が少ない地目というだけではなくて、管理投入量が少なく、例えばエコロジカル・ネットワークの強化に寄与するような土地利用とか、省力化ができ、人口減少時代にも低コストですむということだけでなく、そのことによって国土全体の生態系機能（サービス）の向上を考えると積極的な面が多々あるのだということが修飾語でわかるような表現が必要なのではないのでしょうか。今は大変消極的な表現になっていると思います。

それからもう一つは、27ページの国土管理の指標の明示のところのモニタリング指標で、そのほかのところを読んでいるときにも気になったのですけれども、「美（うるわ）しさ」という視点なんですけれども、うるわしさというのがかなり主観的な言葉で、個々の人が感じるものなんですね。

そうすると、私はうるわしいと思うけれどもほかの人はそうじゃないあり方のほうがうるわしいということもあり得るんですね。そういうものが、モニタリングと非常に客観的な行為の指標にはなりえないと思うのです。現状を客観的に把握するモニタリングがうるわしさを指標になりたつとは思えません。科学的、客観的にものごとを捉える習慣のある主体にとって「うるわしさ」という言葉自体、大いに違和感を感じさせる言葉だと思います。「安心」という多少主観的な面のある言葉と比較してもその主観的である度合いがきわめて大きいことがわかります。こういうのは、人がどういうときに安心と思うかということ、例えば心理学その他の学問領域での研究もあり、主観的でありながらも多くの人々の「安心」に必要な要件は一致するということがわかっている。主観的でありながらも評価や価値観を共有できる。けれども、うるわしさに関しては、何をうるわしいというふうにするか、認めるかは人によって、そのバックグラウンドなどにおいて大きく異なるのではないかと思います。どうしてもこの言葉を使うのであれば、しっかりと客観的な定義をし、それも多くの人々が「もっともである」と納得する定義でなければなりません。普通の日常的な感覚でのうるわしさというものを念頭におくと、果たして客観的な指標となりうるのか、あるいはうるわしさのより具体的な指標をどのようにつくるのか、大いに心配になりました。客観的な指標がつかれなければ、施策の有効性を評価できません。

以上です。

【委員長】 この国土計画のあり方をこれから議論しようということで、これはお話しのように詰めた表現で書いているわけではないんです。ですから、お話しのように、おそらくもう少し詰めた段階で、確かに「美（うるわ）しさ」じゃだめだというご意見がいただけるかもしれませんが、これはもう少し事務局の議論を待ってから、再度ご意見をいただきたいと思います。

前半のところは、先ほどおっしゃった話と、ある部分でかなり密接に結びつきまして、横軸と縦軸との関係をつくるという議論でもありますね。

【委員】 ちょっと良いですか。つけ加えますけれども、多分、気にされたのは、林業地あるいは農業地であっても、荒廃したり捨て去られたようなところについては生態系サービスを受け持つ部分がある、歴史の流れで見るとそういうところなんですけれども、原点から見れば、やはり国土の中のバランスとして自然域を残したほうが良いという考え方を、私はさっき言ったんです。確かに使い方としては、林地の中で荒廃してしまったものは生態系サービスを期待するような場に切りかえていくことによって、全体のバランスの中に自然域を取り戻していくということがあり得るんだろうなという気はいたしました。ただ、それを林業とか農業の中に位置づけてしまいますと、委員は省力化という表現をされましたけれども、省力化は、ある意味では逆に業のほうからしますと生産能がものすごく低下しているということにつながりますので、業の目的からすると、少し目的外になるのかなという心配があったために、私は、農地の中から多様な生物、多様な植物、農地も実は稲とか麦とか、かなり種的にはモノカルチャーになっているんだけど、林地と同じような問題を抱えている。それを多様にしなさいと言われたら、非常に困るんだけど、そういう意味では、ポイントを絞った議論で、何が業か、何が自然として必要かということは、私は分けたほうが良いのかなという気がしております。またその辺は議論をいただきたい。

【委員長】 確かにそうですね。森林の議論が始まって、その後すぐ、農業の話に入ってしまった、それ以外の要素を記述するところがないんですね。構成から見ると「等」という書き方はあるんですけども、何となく森林の議論をやった後、効率的な農業の展開と地域資源としての農用地等の保全ということで、森林にかかわる、林業にかかわる部分に入っていくってしまうものですから、おそらくお話しのような議論になっているのかなという感じがしました。

【委員】 ありがとうございます。ちょっと関連して、農業と森林の管理とは随分違うんだらうというふうに私も思っているんですね。今、私ども、例えば森林管理の場合にある一定の面積があったら、その中でどこか環境的な配慮があるような森林を残していこうというふうな動きもかなり出てきているわけですね。それは、例えば、非常に個人的な話で申し上げれば、私は約1,000ヘクタールの森林を持っていて、数十ヘクタールの環境生態保護区というのを自分でつくって、そこの調査をして、データを持っていて、それと、私の人工林を管理している部分と比較をしながら、例えば植物の種類だとかは、離れないような管理をやっていこうということをやっているわけです。それは今、例えば私は森林認証というのをとっているんですけども、そういう制度の中では、特にグローバルなやつだと、そういう制度をどんどん林業として要求してくるわけです。だから、そういうふうな視点というのは、本来、森林管理の中には入れられると思うんですよね。

【委員長】 もともと入っている。

【委員】 入れられるんだらうし、今の新しい森林管理の発想というのは、そこまで来ないと、サステナブルな森林管理ではないよというふうなとらえ方が少しずつ出てきているんだらうと思うんです。逆に言うと、それが農地管理なんかとどう違うのかというのは、私はちょっと農地のほうはわかりませんから。森林管理のほうは、そこを林業と言ってしまいかどうかは難しいんですけども、ただし、林業もそこまでやりなさいよというのはあるわけです。例えば、枯れた木は何本残すのかとか、倒れた木は人工林の中にも何本か残しなさいよとか、そういうところまで、今、入りかかっているわけで、そういう意味では、新しい森林管理というのは、かなり生態的な部分も入ってくるんだらうし、先生がおっしゃったような完全な自然環境を維持するための林分というのも、森林管理の中に、林業経営の中に入ってきているという感じも、なきにしもあらずだと思います。

【委員長】 かなりシームレスになりつつある。

【委員】 そうですね。もちろん、完全に非常に価値のある森林で、極めて環境的に価値のある森林というのは公で持つべきでしょうし、ただし、私有地であったって、我々、ハイコンサベーションフォレストみたいな形で呼ぶんですけども、そういう部分が当然あったって良いんだらうし、歴史的な価値のある古い建物があつたところの敷地があつたとか、そういうのも含めて、それを保護する政策というのを森林管理の中に取り入れていくという発想があるんですけども、そろそろそういう発想が日本の森林管理にも紹介されてきているという感じですから、決して遠くない将来はそれが吸収できるんだらうと思っ

ています。

【委員長】 わかりました。

【委員】 どうもすみません。私も今度、このたびの国土利用に関してのものに農業と農地と、それから森林が後続で入ったということに対しては、心からありがたいなと思っているんですが、農業に対する、要するに、ここまでなぜ落ち込んでしまったかという現場を皆様方が果たして知っているのかなというのが、この議論の中で非常に疑問になってきたんです。なぜならば、先ほど言ったように、農地でも森林でも、農業で経営ができれば、林業で経営ができれば、もっと畑もあんな荒廃農地はできないし、森林も荒れなかったというふうに思っております。ですが、現実には業として成り立たない。例えば、今、日本の農地の中で、一番皆さんが期待している環境面は、水田でしょう。水田が今のままの面積で推移すれば、環境面で相当のプラスはわかっていますよ。ところが、現実を見ると、日本国民のお米の消費量は60キロを切ってしまう。そうすると、今の水田の約半分でお米は間に合っちゃうんですよ。そうすると、あとの半分は何にするかと言えば、要するに、水田以外のものに使いなさい、大豆はつくっちゃいけませんよ、何はつくっちゃいけませんよと制約をする。そういうような形で、実際の農地を農地として現状ではつくり得ないような感じのものになっているんです、はっきり言って。例えば、私は神奈川ですから、神奈川でも、全世帯のうち専業農家と兼業農家も含めて9%ぐらいですよ。ところが、これだけ人口が多いところで、野菜をつくったり、付加価値の高いものをつくっていたって、本当に何%の農家が飯が食っていられない。その理由は何かということ、頻繁に安い外国産の野菜が入っていることは皆さん百も承知だと思うのです。ですから、今度の場合、こういうふうな形の中で、林地、農地を重要視して、持続可能な経営ができるように管理をするようにという形で提言してくれて、要するに、荒廃農地が神奈川県でもどんどん増えています。その荒廃農地を皆さんで助けて、国民的な経営でいこうじゃないかという提案をしていただけるのは、非常にうれしい提案だというふうに思いますが、問題は、最終的には、ただなる一つの理想だけで終わってしまうような、さっき申し上げられたような心配がなされてならないんです。なぜかと言いますと、例えば、森林ボランティア、神奈川県でも今度水源林で随分やります。税金を納めましたね。委員長は特に知っていると思いますが、要するに、ボランティアの人たちは、公有林、国有林には胸を張って行っているんですよ。ところが、民有林、よその人の財産のところへなんか、おらがなんで行かなきゃいけないんだという形の中で、非常に抵抗があるんですよ。ですから、NPOの一部の団

体の人がうまく林業農家の人と話し合いができて、林地を借りたいような人がNPOで一生懸命やっているのですが、ただ単に、じゃあみんな私有林へ助けに行こうというわけには、なかなかいかない。ですから、今度の水源林は私有林へ税金をかけるのが当たり前じゃないかという形で、水源税は使われることになっておりますが、ですから、そうやって考えたときに、民有林、民有農地が、どうやってあれしていくのか。国策として、お米が余っているのに、水田が一番良いことがわかっていたって、お米が余りゃ、つくっちゃいけないという政策。そういうふうな形の中で、これからどういう形で、国民的経営という言葉を実体的に挙げていくかということは、非常に難しいことだと思いますが、先生方のお知恵をかりて、何とか農地を守る、森林を守んなきゃいけないのですから、これはみんなの力で、国民的に挙げなきゃいけない。そのときには具体的な例を一つ入れて、言葉の羅列だけでなく、現場に根ざした現場主義も取り上げてやっていただくべきだと。

以上でございます。

【委員長】 「国民的経営」という言葉を入れたのは、言葉の羅列だけではなくて、具体的な運動に展開する必要がある。そのさまざまなメニューをこの中に用意している。今回、神奈川県でやった環境税などというのは、その一つのツールでありますので、そういうものを多様に用意して、さらにいろいろなツールがあるかもしれませんので、考えていこうというのが「国民的経営」です。ですから、委員がおっしゃるような方向を、農業サイドでもどのような形でとれるのかという議論もぜひ必要だろうと私も思って。

【委員】 よろしくをお願いします。

【委員】 資料の2-1ですけれども、10ページの(2)の主要な施策の方向性というところの①なんですけれども、ここは農林水産業、いわゆる第3次産業を自然界の国土、資源循環、物質循環、そういう視点から改めてとらえ直す、あるいは再評価するという性格の部分だと思うのですけれども、②以降は、ある意味で方向性がかなり積極的に表題のところで打ち出されているのに対して、①は「持続的な国土利用により循環を担う産業の方向」という形で、ちょっと方向性自体が表題の中に出ていないわけですね。これは、表題としてはいま一つ不十分という気がしまして、実際この3つの黒ボツ部分の内容を読んていきますと、ある程度方向性は出ているわけですし、結局、農林水産業を自然の物質循環の視点から再評価をして、いわば再確立と言いますか、再構築していくということだと思いますので、その点を表題でもっと明確にしたほうがよろしいのではないかと思います。これが第1点です。

それから、同じ文章の１７ページ、「ランドスケープ」の部分ですけれども、これは、先ほどのような説明で、ランドスケープというのは、単に外面的な景観の美しさというに限定されない、住民の誇りとか愛着とか帰属意識、こういったことを組み込んだ概念であるというご説明だったわけです。その中で１７ページあたりを見てみますと、担い手の形成とか住民の帰属意識の醸成が必要だということなんですから、いかにして帰属意識を醸成するか、あるいは担い手を形成するかということについても、ある程度方向性が必要だと思うわけですね。①、②、③については、そういった担い手の形成とか、アイデンティティの醸成の仕組みづくりといった方向については全く触れていませんので、もう一点、④ということで、そうしたいわば地域社会のコミュニティ形成のための仕組みづくりといった視点をここで明確に打ち出しておくべきではないだろうかと思います。

それから３点目なのですが、２４ページでして、都市的土地利用の管理のあり方の最後の黒丸部分ですけれども、これは提案というよりも、私の意見として伺っていただければよろしいんですけれども、「公益と私益は一致する」というのは、例えば１０何年前にできた土地基本法などでも、土地利用における公益の優先とか、あるいは有効利用の促進ということをおっしゃいますから、その方向で言えば、当然こういうことになるだろうと思うのですが、ただ、今回のこの中間とりまとめで、あるいはこの委員会の議論の中での新しい要素は何かと考えますと、そこの中に、持続可能な国土利用ということをお打ち込んだと言いますか、組み込んだということだろうと思うんですね。それを前提に考えますと、この括弧書きのところの「土地の持続可能性が損なわれると土地の価値も減じる」という点、これは非常に新しい書き方、見方だと思うのですが、言葉をかえて言えば、いわば土地の有効利用の中に持続可能な国土利用ということを読み込もうと言いますか、持続可能な国土利用がなされなければ、有効利用とは言えないという視点なのかな、そういう感想を私自身は持ったということです。

【委員長】 最後のご意見、ここの表現をどうするか。かなり難しい表現で、読む人が読むと、何でこんなことを言っているんだというふうに言われかねない表現でもありますね。お読みになって、ちょっとおかしいんじゃないかと最初思われますものね。

【委員】 ですから、ちょっとおかしいと言いますか、舌足らずと言いますか、批判をされると、なかなか反論できない面があるかなという気がしまして、それはやはり、公益の中に有効利用があった。その有効利用自体が持続可能な有効利用と言いますか、これが重要なんだと。これを積極的に打ち出した上で、実はそういった持続可能な有効利用を図

ることによって、財産権の行使も非常に自分自身にとっても利益になると言いますか、その意味で自由な土地利用と持続可能な利用が両立するという理屈だろうなというふうに理解しました。

【委員長】 先ほどおっしゃった、そういう意識が国民に引き継がれるかというのは、こういう社会的な意識が醸成されればということなんだろうと思うんですね。そこに至るプロセスが結構そんな簡単な話じゃないような気も、私はいたします。ちょっと表現をいろいろ工夫したほうが良いかもしれませんね。ありがとうございます。

【委員】 すみません。2点ございます。一つは都市的土地利用のお話で、今、おっしゃられた前の23ページのところなのですが、先ほど都市はこれで良いかもわかりませんがとおっしゃいましたけれども、私的にはよくない部分があつて。(笑) ということかと言いますと、23ページの真ん中からちょっと下、「これまでと逆方向の土地利用転換を図ることが重要であり」。これは、方向性として疑いのない事実ですが、そのときに、要するにライフスタイルに期待するとか、クラインガルテンで要請があつたとか、非常に控えめというか、パワーとして弱い事しか書かれていません。もっといろいろなことが実は考えられて、都市計画的なコントロールであるとか、誘導であるとか、個人的には僕は、規制を強くすれば良いという、必ずしも皆さん賛同されないんですけども、そういうやり方もあつて、もっといろいろなメニューがあり得るんですけども、これはそういう意味ではごく控えめな書き方をされているのではないかなと思います。内部での調整もあるかと思うので、可能な範囲で結構なのですが、いろいろなメニューをできれば示されておいたほうが、いろいろな意味で良いかなというのが第1点です。

第2点は、全部にかかわる話なのですが、この国土形成計画というのは、賞味期限は何年なのでしょう。全総でありましたら、10年もしないうちにどんどん改定してきたわけですね。今回の場合は、本当に持続可能な良いプランが出れば、将来的に改定する必要は絶対ないと言ったら、ちょっと言い過ぎなんですけれども、そういう側面もあるわけです。一つ思ったのは、委員がおっしゃられた次世代への継承というのが僕も非常に大事だと思っていて、その次世代というのがいつなかなというのをちょっと思ったんです。例えば、極端な話、今、森林はこういう状態ですけども、先ほど中国のお話もありましたけれども、資源が世界でなくなって、みんなが自分の近くの山を切り出して、それで資源活用して、丸裸になる将来もないとは限らない。だから、いろいろな意味での国土形成のリスクを考えなきゃいけないというのがあつて、タイムスパンの近い自然災害の減

災の話が書いてあるんですけれども、長期的に見た場合の大きなリスクに関しては、結構無防備な国土形成計画かなというふうに思っています。そのあたりは中間とりまとめは無理かと思いますが、今後のご議論の1つのネタにしていいただければ良いんじゃないかなと思います。

以上です。

【委員長】 1番目は確かにいろいろありますので、2番目のご指摘についてお答えを。

【事務局】 計画期間のご質問があったと承知いたしますが、計画期間を定めることも、今回の議論の中の課題でございますので、まだ現時点では定まっていないということが、1つの答えかと思います。これまでの前の法律における5つの全総を見ましても、さまざまな計画期間がございます。直前のというか現在の全総は、グランドデザインは、おおむね10から15年の期間、おしりの期間にも5年の幅があるという書き方の計画をしている。そのほか、他の4つの全総は、10年のものもありますれば、20年のものもあるということでございますので、これまでの経験で言えば、短くて10年、長くて20年と。そういうような中で、計画期間は定まっていくのであろうというように担当課としては考えているということでございますが、ご質問の主旨をかんがみれば、その計画期間でやることを書くということにはなりますが、どこまでを見越して、その10年でやるのかということも一つ、テーマでございます。例えば、2030年、あるいは2050年のデータというものもこれまでの計画部会や専門委員会で見いただいているのは、まさにそういうことでございまして、そういうような先を考えたこの10年、あるいは20年なのかわかりませんが、計画期間内における布石をどう打つのか。これも計画の内容になると考えている次第でございます。

以上でございます。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 言いたいことはありますけど、良いです。結構です。

【委員】 大変よくまとめていただいたと思います。それで、1つは持続可能な国土管理に向けてということなので、現状を踏まえていかに持続可能にするかというような視点が非常に強いんだと思いますけれども、実際にはまだこれからも開発とか利用とかいうのが進んでいって、建物は建てるでしょうし、道路も引くでしょうし、そういう利用が進んでいくときにいかにそれを持続可能性ということと調和させるかという視点が、かなりこのレポートは薄いかなというふうに思っています。それで、例えばで言うと、10ページ

に主要な施策の方向性というのがあって、その③に集約型都市構造への転換というところがあるわけですが、この辺のあたりは都市なので、今、私が申し上げた利用に近いから、例えば省エネルギーとか省資源型の利用にするとか、そういった表現を入れることによって、その辺をちょっと入れてみたらどうかというふうに思います。

あとは、委員長が中間報告を最終版にするためのご参考ということで、何点か申し上げたいのですが、1 ページ目の下のほうに「都市、森林、農用地、沿岸域、海洋、水などを単体でとらえるだけでなく」と書いてあって、水だけが非常に異質なものに見えるので、ここは除いて、「単体」という言葉は「別個に」というぐらいの言葉にしておいて、水は水循環とか物質循環を通じたというような感じで入れるほうが違和感がないのではないかと思います。

それから、4 ページに（3）で「国土の管理水準の低下」という言葉がありますが、それに当たるものも下にならべて書いてありますけれども、それとはちょっと違うというものが多くて、これは社会変化に管理が追いついていない、適合していないというようなことだと思いますので、そんな表現に変えたほうがわかりやすいというふうに思います。

それから、12 ページの（2）の②のところに流域における安全・安心の確保と国土管理というのがありますが、ここは、もともと流域における水循環との調和ということであつたので、実は②に書いてあるのは、治水とか防災のことが書いてあって、防災をどうしていくかという内容ですから、防災ということと持続可能性ということをどう調和していくかが大事であるというような中身にしたいほうが良いのではないかと思います。

それから飛びまして、25 ページの（4）のところに今後の海洋・沿岸域の管理のあり方というのがあって、これは先ほども議論が出ましたが、海洋の将来像をまず示すべき。それから沿岸域についても将来像をまず示すべき。その将来像を踏まえたところで、できることを具体的に進めるべきというような仕切りでよろしいかと思っています。

最後に、国民的経営なのですが、私が思いつく範囲で言うと、防災ということについても、土地利用でやるとか、あるいはハザードマップをつくって、避難を含めて減災をしていくとかいうことになったり、あるいは都市の近くの、例えば沿岸域を見ると、1 人が1 個アサリをとってもアサリが全部なくなるとかいうことがあるとすると、防災で逃げるといってもそうですけれども、市民全体、国民全体が参加しないと実現しないということはたくさんあって、そういうところには、ちょっとこの全体の中から言うとマイナーかもしれませんが、国民的経営をしなければいけない必然性のあるものというのが、こう

いうところに隠れているのではないかというふうに思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。今、資料2－1についてのご意見をいただいて、それをこちらの資料2をつくるときに配慮したらどうかというご意見ですね。ありがとうございました。

【委員】 1点、申し上げたい。「地域管理」という言葉と「国土管理」という言葉が使われており、「地域管理」という言葉は、頭の1カ所だけで使われている。私は、この「地域管理」という言葉は非常に重要だと思っている。「国土管理」に「地域管理」を対置する場合に、地域の管理の問題と、その地域がどう有機的関連を持って国土管理につながるのかというところが重要だと思うが、このペーパーではよく整理されていないような印象を持った。それで、課題の有機的関連性については、きれいに整理がされているが、空間構造の観点をどうするのが見えにくい。これは、今後の計画の議論の中でのことなのかもしれないが、整理できるのであれば少し示していく必要があるのではないか。初めの頃の議論では、人口の話が出てきて、人口フレームについてはほかの委員会で話されているということでしたが、そういったものを含めて、この委員会の中で、空間構造をどうとらえていくのかという方向性が見えてくると、もう少し具体化するのではないか。

【委員長】 今のお話は、実は専門委員会は5つ動いていまして、ある意味で地域管理に近い、自立地域社会専門委員会という、地域にまさに着目した専門委員会が別途動いているんです。それ以外にも、国土基盤の委員会とか、幾つかの委員会が動いていて、それぞれの役割があって、我々はある意味で国土管理、国土利用全体の議論を仰せつかってやっているものですから、地域管理ということはメインには出てこないということになっております。

【委員】 1つだけが目立つ。

【事務局】 ちょっとそこは突き出ていまして、整理していきたいと思います。

【委員長】 そうですね。その辺をちゃんと整理しておかないと悪いですね。ほかの専門委員会との関係もございますから。ありがとうございました。

【委員】 7ページの9行目からの「美（うるわ）しさ」のところですが、ここは9行目から15行目にかけて、ランドスケープのとらえ方が書かれております。事務局の方、大変ご苦勞なさったのではないかと思いますけれども、非常によく、定義についてはまとめられていると思います。例えば、循環、共生とかフィジカルなシステムとか、あるいは

歴史循環とかいうような社会的なシステム、さらには誇りや愛着、多分これに安全・安心も入ると思うのですが、そういうメンタルな側面も含まれています。先ほど抽象的な部分もあるというお話もありましたけれども、もともとランドスケープというのはそういう総合性、トータルな側面を持つということだと思います。それで「美（うるわ）しさ」という言葉ですが、「潤い」にも通じる、いろいろなシステムを包含した言葉として、私は良いのではないかと考えております。もっとほかに相応しい言葉があれば良いのですが、そういう多様なシステムを含んだ用語だということですね。それが１点目です。

それから、次の景観のところで、１６ページの一番下の黒丸のところですが、ここのランドスケープの表現が個別の要素で、例えば自然のものと人工のものというふうに分けられて要素が書かれておりますけれども、この書き方は、例えば空間領域で整理するとか、そこでいろいろなシステムが動いているというように、ちょっと表現を工夫されたらどうかと思います。そういう中で、例えば、都市と人工の中間に農業区域と言いますか、田園の風景などがあって、こういったものこそ国土の美しい景観をつくるという意味では重要ですから、自然と人工とを分けるのではなくて、そのかわり方にいろいろなグラデーションがある、そんな表現をされると良いのではないかと思います。

次に、１７ページの一番上の黒丸のところで問題点を指摘されているわけですが、もちろんここに書いてあるのはこれで良いのですが、それにプラスして、やはりランドスケープと人々をつなぐ（フットパスのような）システムと言いますか、そういう仕組みが必要だと思います。一部の関心のある方はランドスケープのことをおっしゃっていますけれども、もうちょっと一般の方が、ランドスケープにアクセスできる仕組みのようなものを整える必要があるということですね。そういうことをここでしっかり指摘しておきますと、（２）の①の２番目の黒丸が生きてくるのではないかと思います。

それから２１ページの今後の農用地等の管理のあり方で、農用地のランドスケープというのは非常に重要ですので、農業の多面的機能の中に入っているのかもしれませんが、やはりここでもランドスケープに配慮した農用地の管理が重要であるということを記述したらどうかと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

予定の時間になってしまったんですが、もう少し延長してよろしいですね。会場の問題、大丈夫ですか。あと１０分ぐらい。

【委員】 手短に。2点でございます。1点目は、1ページには「防災意識が低下するなど」と書いてあるのですが、5ページの（2）に「東南海・南海で国民の防災意識は高まりを見せている」というふうに書いていますので、国のお考えとして、それぞれお考えがあるのでしょうかけれども、統一をしていただいたら。私は安全に関する意識は高まってきているんだろうなというふうに思っております。

2点目ですけれども、全体のトーンなんですけど、先ほどちょうど持続発展可能性と防災ということをおっしゃったんですけれども、防災というのはイコール持続発展可能性だというふうに考えており、リスクのレベルなんですけれども、小さなリスクか、大きなリスクかで、要するに、持続可能性ということに失敗すると、だれが損をするのか。要するに持続発展可能な社会、国土をつくっていくということが、8ページですけれども、自律的な管理と。これは市町村の話で、全体のトーンですが、まずやはり自分の問題としての意識を持って、こういう問題に取り組んでいかないといけないというようなことが重要な。それとその裏返しとして、もう少し責任論というか、だめだった場合には、私たちが悪い、負の面を享受してしまうということと、先ほどのボランティアとか、担い手のお話もそうですが、どういう人が責任を持ってやるのか。その負のものを享受するのは、山が荒れると不幸になるのは、実は都市の私たちかもしれませんし、どういう責任があって、だれが被害を受けるのかというようなことについて、文間を読めば大体わかるのですが、もう少し明確に書いても良いのかなというふうにも思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ご発言をまだいただいていない委員のご発言を。

【委員】 私も3つ意見があるのですが、先ほどお話にも出てきましたけれども、自然地に対する記載がちょっと少ないのではないかというご意見だったと思うのです。これと言うと、横断的なところでの3番目の健全な生態系の維持、形成というところだと思うのですが、その主要な施策の方向性ということで、エコロジカル・ネットワークが主体にずっと書かれているんですけれども、やはり国土の自然環境ということで考えれば、つながっていることだけが良いというわけではなくて、隔離されている、奥山の自然というものの存在価値というものもあると思いますので、そこら辺の自然性の高い地域の保全というのを、国土の利用管理というか保全としての観点としてまとめて入れたほうが良いのではないかなというふうに思います。

それからもう一つ、今度は都市的土地利用の管理のあり方ということで、23ページの

ところに関連するのですが、これも先ほどお話がありましたけれども、真ん中の下のほうの、郊外部などの『都市的土地利用を自然的土地利用に戻す』というこれまでと逆方向の土地利用転換」というお話で、やはり私もこのライフスタイルとかクラインガルテンというのは、非常にいきなりかなという気がします。これに関連することなんですが、今、いろいろな市町村なんかでも、保全のための仕組みというか、条例といったものが整備はされているんですけれども、例えば、東京の周辺なんかで言うと、遊水地の保全というのを考えると、やはり開発といったものが先に進んで、私権の制限というものができない。そうすると、環境の公共性といったようなことがあまり重要視されないで、つまり私権のほうが重要だからというような形で、保全の条例とかがあっても開発のほうが優先されてしまうといったようなことが、どうしてもまだ目につきますので、私有地であっても、環境の公共性が高いところは、やはりそういう規制がかからなければいけないといったような、環境の公共性という言葉がどこかに入れられないかなというふうに思いました。

最後にもう一つ、国民的経営についての話なのですが、先ほど事務局のほうから、ボランティアにあまりすり寄るようなことは考えてはいないというようなお話だったので、それはよいなと思ったのです。

あと、NPO法人についてのことなのですが、実際、今、管轄は総務省で、例えば東京都は東京都庁のほうでの管轄なんですけど、NPOの活動に関して、非常に制限があるというか、非常に厳しい仕組みになっているというのが実際です。ですから、市民活動をやっている、私たちの間ではNPOという形をとらないで活動をしたほうがより有効だったような認識も出てきていて、そういった意味では会社法も変わりまして、株式のあり方なども変わってきましたので、そこら辺の企業というか民間の仕組みのあり方みたいなところの活用というのももうちょっと考えてみてほしいんじゃないかと思いました。

以上です。

【委員】 1点に絞ります。国民的経営の中身をやはり書かないと、議論にならないかなというので、1つは税制、環境税の話と、今、出た規制の話というのが誘導するための方策だと思うんですけれども、やはりビジネスとボランティアの極端な議論じゃなくて、その中間を何をするかということだと思うので、そういう意味では今、一般的に考えられているのはPPPと言われているものですので、PFIなり指定管理者というのをうまく持っていく。国土管理サービス自体が公共サービスであるということで、官が委託なり、サービス購入料を支払って、民にやってもらう。PFIですと2割ぐらいはコストダウン

されますので、予算が幾らかわからないんですけれども、数百億、数千億ぐらいの財源というのはそこから出てくるのかなという気がしますので、一度そういう数字の試算を持った上で議論をすると、私はちょっとはじいただけで結構リアリティがあるかなと思いましたので、少し方向が見えるかなと思います。

【委員長】　　これまで国土管理にやっていたお金を、そういう仕組みに変えた場合、2割や3割は浮くのではないかという意味でしょうか。

【委員】　　P F I の一般的な例から考えると2割ぐらい削減されても不思議ではないという意味で、このケースでいくらというのは計算してみないと分かりません。そうした数値を前提にした議論をしないと先に進まないのではないかと思います。

【委員】　　どこに書くかというのはよくわかりませんが、現在不動産の世界、特に都市型の不動産の世界では、所有と管理と運用というのは分離していくという方向にあります。特に森林の議論を考えますと、経済的価値の変化のスピードに森林の成長が追いついていかないというのが問題だと思いますので、先ほどおっしゃったように、お金を出して森林を保有した人が、固定資産税までかけられ、かつ管理の責任まで負わされるということが、なかなか保有する主体が見つからないということにもなるのかなと思います。最近破綻した事例で、産業再生機構が取り上げた案件で、炭鉱の坑道の梁に使うために山林を保有していた会社が、その山林の買い手がつかなくて大変困ったという事例がありまして、それはこういうような変化のスピードについていけないということが原因じゃないかと思いますので、どこかに所有と管理、運用というのを分離し、かつ委員が触れられたように、所有者に対しての何らかのインセンティブがつけるようなことがないのかなと。この資料の19ページにナショナルトラストのところが少し触れられていますが、どこまで本文に書けるのかよくわかりませんが、こういうところも1つの方法として、書けるのであれば良いのではないかなというふうに思いました。

以上です。

【委員長】　　ありがとうございます。

すみません、大分予定の時間を過ぎまして、しかも皆さんから十分ご意見をいただいたかどうか分かりません。ただ、時間が来てしまいましたので。もう一つあるんですね。今後の進め方。

【事務局】　　2分で終わります。

【委員長】　　それでは、そちらに移させていただきます。お願いいたします。

【事務局】 それでは、資料3ですけれども、今後、どんなことが起きるかというか、進め方の資料でございます。縦長のこの資料3で、右半分は国土審議会及び計画部会の、今、段階で見えているところのスケジュールです。本日は6月1日でありますので、今後、平成18年秋ごろ、計画部会としての中間とりまとめ。これは国土形成計画と国土利用計画、両方の性格を持ったドキュメントとして、とりまとめが進められることになると思います。来年の19年中ごろまでに、それを今度、行政計画として閣議決定に持ち込むというスケジュールでございます。これはある種、決まっていることでございます。

それに対しまして、右側の本委員会として今後どのような道行きになるかという予想ですけれども、本日以降、一方でこの中間とりまとめいただきましたご議論を3枚紙、概要版のほうに先生のご指導で盛り込みまして、別途6月13日の計画部会に現段階での論点ということで、ご紹介、ご報告していくということでございます。

と同時に、並行して当委員会といたしましては、19年の中ぐらいに最後に国土利用計画の閣議決定に持ち込むために、計画部会と連携をとりながら、一つは国土利用計画に関する事項、計画のあり方であったり、これは各省にまだご相談していませんけれども、各省ヒアリングをさせていただくとかいうふうなことをこれから考えていかなければいけないということです。それからもう一つは、国土形成計画に対して、例えば、本日もありました、国土の国民的経営について、もっと突っ込んだ、あるいは議論を深めていただくとか、このほかにも、当委員会として残された課題もありましょうし、計画部会との連携の中で浮上してくるような問題もあろうかと思っておりますので、そんな問題を様子を見ながらお諮りしていくということでございます。そういうふうなことで、2つの仕事をしていただきながら、閣議決定に持ち込んでいくということでございます。

【委員長】 そういうことでございますが、今日の専門委員会のご意見をベースに、2つの点をもう一度確認させていただきます。1つは、20何ページかにわたる資料2-1については、今日のご意見をベースに本体を修正して、次回の専門委員会で報告させていただきます。もう一つ、資料2-2は、今日のご意見をベースに修正して、この修正については、私と事務局に一任させていただいて、計画部会に報告させていただく、そういう手続でございます。専門委員会は先ほどお話ししたように5つ動いてございますので、非常にコンパクトに中間とりまとめを出すと言われておりますので、この程度のとりまとめしか出せないということでございますので、その辺も含めてご了解いただければと思います。よろしいでしょうか。

そういうことで、本日の専門委員会をこの辺で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

—— 了 ——